

○平成八年郵政省告示第四百一十六号（端末設備等規則第二十四条及び第二十六条の規定に基づき、同規則の規定によるところが著しく不合理な無線呼出端末又は自営電気通信設備であつて、無線呼出用設備に接続されるもの及び別に告示する条件を改正する件）

（平成八年八月十四日）

（郵政省告示第四百一十六号）

端末設備等規則第二十四条及び第二十六条の規定に基づき、同規則の規定によるところが著しく不合理な無線呼出端末又は自営電気通信設備であつて、無線呼出用設備に接続されるもの及び別に告示する条件を次のように定める。

無線呼出端末又は自営電気通信設備であつて、無線呼出用設備に接続されるものは、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち次の表の上欄に掲げる規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

規則第二十二条第一号	無線呼出端末固有情報を記憶する装置 が規則第二十二条第一号及び第二号の機能を有する場合には、上欄に掲げる規定を適用しない。
------------	--